

自然災害発生時における業務継続計画 (BCP)

法 人 名：特定非営利活動法人 長岡京障がい福祉療育会

事業所名：放課後等デイサービス たけのこ

放課後等デイサービス たけのこ今里事業所

代 表 者：山崎 裕市

種 別：通所系

所 在 地：長岡京市勝竜寺二ノ坪6-1

電話番号：075-888-0918

基本方針

自然災害など、社会に大きく影響を与える事象が多く起こる昨今、その様々な事象に対応し、災害発生後、その影響及び被害を最小限にとどめながら法人としての事業を早急に復旧し継続してくれために、事業継続計画（以下、BCP）を定める。なお、その基本方針は以下のとおりである。

（1）BCP 運用の目的

①利用者及び職員の安全を守る。

災害時には利用者及び職員の安全の確保を最優先とし、事業の継続を図る。

②早期の事業再開を目指す。

災害発生時において、早急の復旧を図るため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務の継続へ万全を期す。

（2）BCP の適用範囲

本 BCP の適用範囲は、特定非営利活動法人 長岡京障がい福祉療育会の全事業所とする。

施設名	所在智
たけのこ	長岡京市勝竜寺二ノ坪 6-1
たけのこ今里事業所	長岡京市今里 3 丁目 8-3

（3）事業継続の基本方針

①優先して行う業務

- ・利用者、職員の生命を保護、維持するための業務を最優先事項とし、その他の業務は縮小または休止する。
- ・法人内で連携して災害時優先業務に必要な人員、資材等の確保、配分に当たる。

2.BCPの策定・運用・対策本部体制

当法人の「BCPの策定体制」、「平常時におけるBCPの運用推進体制」、及び「緊急時における対策本部体制」は以下のとおりである。

(1) BCP策定体制 (BCPを策定する体制)

BCP策定委員会において検討する。

役割	役職	担当者
責任者	理事長	1名
策定メンバー	常勤職員	5名

(2) 平常時におけるBCPの運用推進体制

役割	役職	担当者
責任者	理事長	1名
BCP運用推進責任者	施設長	5名
推進チーム	常勤職員	4名

(3) 災害対策本部体制 (BCPを発動し事業継続を実施する体制)

役割	担当者	代行者
① 責任者	山崎 裕市	中島 崇裕
② 災害対策本部長	中島 崇裕	山崎 裕市
③ 災害対策本部長代理	森 拓也	末吉 理花
④ 対策本部事務局	森 拓也	末吉 理花
⑤ 総務・連絡調整班(広報)	末吉 理花	東 温奈
⑥ 外部担当班	松下 大樹	森 拓也
⑦ 救護・医療支援班	末吉 理花	東 温奈
⑧ 調達班	松下 大樹	森 拓也
⑨ 施設管理班	松下 大樹	森 拓也
⑩ 利用者対応班	森 拓也	末吉 理花

(4) 災害対策本部各班の任務

① ② ③ ④ 災害対策本部・事務局

【任務】災害対応や事業継続を行うための方針決定や指揮系統を行う。

●責任者: 1名

- ・BCPを発動する判断をする。

●責任者代行

- ・必要な助言を行うなど責任者を補佐
- ・責任者不在時の代理

●災害対策本部長

- ・災害対応や事業継続の方針や指揮系統の決定権者
- ・災害対策本部会議の招集

●災害対策本部長代理

- ・必要な助言を行うなど責任者を補佐
- ・責任者不在時の代理

●事務局班

【任務】 災害対策本部長の直接的な指揮下にあり、各班の業務遂行状況等の情報収集や進歩管理等を行い、その情報を責任者、副責任者に報告する。また、災害本部での決定事項を各班に伝達する。

<担当業務>

- ・情報収集と進歩管理
- ・収集した情報の管理
- ・災害対策本部の運営と決定事項の伝達
- ・各班の実施業務及び配置する人員の調整
- ・資金管理、支払い、調達

⑤総務・連絡調整班（広報）

【任務】 職員の安否確認や外部機関（行政等）との連絡調整に関する行うを行う

<担当業務>

- ・職員の安否確認
- ・行政各機関との連絡調整
- ・機密書類及び非常持土書類の管理
- ・ホームページの更新などの外部への情報発信
- ・SNSの発信、総合窓口、その他、他の班に属さない業務

⑥外部担当班

【任務】 利用者の安否確認を行う

<担当業務>

- ・利用者・家族との連絡調整、利用者・家族の被害状況の把握
- ・必要なサービスの提供・調整などを行う。

⑦救護・医療支援班

【任務】 負傷者の手当を行う。

<担当業務>

- ・負傷者の応急手当
- ・医療機関との連絡調整
- ・利用者の健康状態の把握

⑧調達班

【任務】 物資の調達及び受け入れに関するなどの業務を行う。

<担当業務>

- ・物資の調達・管理

⑨施設管理班

【任務】被害状況の確認と応急対応や被害箇所の復旧対応などを行う。

<担当業務>

- ・施設と施設周辺及びライフラインの被害状況の調査把握
- ・危険箇所の応急対応及び被害箇所の復旧対応（取引先への依頼）
- ・各班の必要物資の把握及び物資の調達、受け入れ

⑩利用者対応班

【任務】入所利用者の生命維持のため支援サービスの継続的な提供を行う。

<担当業務>

- ・入所利用者の安否確認

(5) BCP の更新時期

毎年4月に見直し・更新を行う。ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新する。

(6) 教育、訓練の実施

職員の防災・危機管理能力の向上及びBCPの内容理解や改善を目的とした教育、訓練を定期的に実施する。

教育、訓練の実施結果や意見については、検討し、BCPや避難確保計画に反映させる。

(7) 研修内容及び実施時期

内容	項目	内容と習得目標	対象者	時期
研修	想定される災害について	長岡市における災害被害予想 災害対応知識	初任者	随時
研修	事業継続計画の研修	職員の行動基準	全員	4月
訓練	避難訓練	消防・防災・避難確保計画に基づいた避難訓練	全員	4月
訓練	事業継続計画の実施訓練	全員	4月	
研修	事業継続計画の研修	課題の検討、BCPの見直し	全員	4月

①年4回（4月の避難訓練に合わせて）建物および付属物の点検及び建物内部の什器当の転落防止対策の確認、各備蓄品の状況を確認し、修繕及び不足な点があれば、改善へ向けての提案を責任者に提出する。

②責任者は提出された建物の必要修繕箇所及び備蓄品の不足内容を検討し、事業継続に必要なものを調達する。

(2) 緊急時の参集体制と発動基準

①参集基準

地震における基準	全員	参集	震度5弱以上で全員参集
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。
水害等における基準	全員	参集	特別警報・暴風警報で参集
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。

※上記は平日昼間以外の参集基準である。

※平日昼間が発生時刻の場合、各事業所内の行動となる。

※参集にあたっては自ら及び家族の安否を確認し、可能と判断した場合は参集する。

困難な場合はライフラインが断絶していると予測されるので、災害伝言ダイヤル等を活用して連絡する。

(1) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

長岡京市防災ハザードマップを参照

② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

施設名	種別	校区エリア	震度・揺れやすさ	水害レベル
勝竜寺事業所	放課後等デイサービス	第8小学校	震度6強・0.4~0.6	浸水3.0~5.0m未満
今里事業所	放課後等デイサービス	第3小学校	震度6強・0.4~0.6	浸水0.5m未満

※震度・揺れやすさ→京都府・市町村共同 総合型地図情報システム（GIS）より

※水害レベル→長岡京市防災ハザードマップ（2019年5月作成 修正版）より

【自施設で想定される影響】

ライフラインの被害復旧は次のとおりの想定になる。

①電話 発生直後から輻輳回避のため、通話制限が実施。

24時間以内にパケット通信は復旧、通話師匠も3日後には解消

②電気 発生直後に市内全域で停電。24時間以内には5割通電、3日後には9割通電

1週間後には停電解消

③水道 発生直後に断水、3日後に自衛隊による給水、1か月後に断水がほぼ解消

※山岳地帯等の水道を含む

④ガス オール電化の為、影響なし

※熊本地震時のライフライン普及を参考。

配備態勢と職員参集

①配備体制

区分	基準	参集対象者	主な活動内容
第1配備（初動対応） ・安全確保 ・避難	乙訓地区※1で震度5以上	管理職（5強） 全員※2（6弱以上） 発災時に明らかに参集不可能な職員は、除くこととする。	・参集拠点への参集 ・利用者の安全確認、設備点検、被害状況確認、報告、各機関との連絡調整 ・BCP発動の検討
第2配備 (BCP発動) ・事業継続	乙訓地区で震度5強以上	管理職（5強） 全員（6弱以上） 発災時に明らかに参集不可能な職員は、除くこととする。	・災害対策本部の設置 ・利用者の安全確認、設備点検、被害状況確認、報告、職員安否、参集状況確認 ・BCPの対応体制の構築と行動

※1 乙訓地区・・・長岡京市、大山崎町、向日市

※2 全員・・・常勤職員

②職員参集

参集に際しては、以下の行動基準による。

【施設外で被災した場合の職員行動基準】

第1配備	<ul style="list-style-type: none">出勤可能な場合は、上記参集対象者の基準に従い安全に留意し施設に参集する。出勤可能な場合でも、安全確保のため夜間および日没直前には出勤しない。
第2配備	<ul style="list-style-type: none">出勤可能な場合は、上記参集対象者の基準に従い安全に留意し施設に参集する。出勤可能な場合でも、安全確保のため夜間および日没直前には出勤しない。

参集に際しては、余震の危険性があるため自身の安全を最優先として行動する。

災害時対応拠点

(1) 緊急時における対策本部

災害時対応拠点となる災害対策本部の設置場所について、以下のとおり定める。

拠点情報		
所在地	京都府長岡京市勝竜寺二ノ坪 6-1	
津波被害	無	
電話番号	075-888-0918	
E-mail	takenoko@ryouikuai.org	